

特別定額給付金の申請はお早めに

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うため、給付を行います。

給付対象

- ・給付対象者は、基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者は、上記の方が属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

給付金の申請

感染拡大防止の観点から給付金の申請は以下の 2 通りを基本とします。

(1) 郵送申請方式（5 月中旬から受付開始）

受給権者宛てに郵送された申請書に必要な事項を記入し、振込先口座の確認書類（通帳やキャッシュカードの写し）と本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証の写し）を一緒に返信用封筒に入れて市へ郵送します。

(2) オンライン申請方式（受付中）

マイナポータルから振込先口座を入力。振込先口座の確認書類をアップロードし電子申請します。

問 笠間市特別定額給付金専用電話 TEL 0296-71-8220

処理場へのごみ持ち込みの受け入れ中止期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に関する茨城県の緊急事態措置が継続していることから、個人ごみ持込受け入れ中止の期間を次のとおり延長します。

地区	場所	内容
笠間	エコフロンティアかさま	5 月 9 日・16 日・23 日・30 日の受け入れを中止
友部 岩間	笠間市環境センター	月曜日および木曜日のみの受け入れ (5 月末日まで)

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、期間が変更になる場合があります。

※集積所でのごみ収集は通常どおり実施しますので、ごみの搬出は集積所の利用をお願いします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問 環境保全課（内線 127）

第 1 回 クリーン作戦は中止します

例年 6 月上旬に実施している「第 1 回クリーン作戦」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

第 2 回以降は次の日程で実施予定ですが、延期・中止となる場合があります。

第 2 回：11 月 29 日（日）

第 3 回：令和 3 年 3 月 7 日（日）

問 環境保全課（内線 127）

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索）